

第98期株主総会資料

自 2022年 1月 1日
至 2022年12月31日

- ① 主 要 な 事 業 内 容
- ② 主 要 拠 点 等
- ③ 従 業 員 の 状 況
- ④ 会 社 の 株 式 に 関 す る 事 項
- ⑤ 会 社 の 新 株 予 約 権 等 に 関 す る 事 項
- ⑥ 社 外 役 員 に 関 す る 事 項
- ⑦ 会 計 監 査 人 に 関 す る 事 項
- ⑧ 業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制 お よ び
当 該 体 制 の 運 用 状 況 の 概 要 に 関 す る 事 項
- ⑨ 連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- ⑩ 連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
- ⑪ 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- ⑫ 計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

スター精密株式会社

上記事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

① 主要な事業内容(2022年12月31日現在)

当社グループは、特機、工作機械の製造・販売を主な事業としており、各事業の主な製品は次のとおりであります。

| 区 分 | 主 な 製 品 |
|-------------|--------------|
| 特 機 事 業 | 小型プリンター |
| 工 作 機 械 事 業 | CNC自動旋盤等工作機械 |

② 主要拠点等(2022年12月31日現在)

(1) 当社

| 区 分 | 名 称 ・ 所 在 地 |
|-------------|--|
| 特 機 事 業 | 本社(静岡県静岡市)、品質技術センター(静岡県静岡市) |
| 工 作 機 械 事 業 | 菊川工場(静岡県菊川市)、東京営業所(東京都練馬区)、大阪営業所(大阪府大阪市)、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、諏訪営業所(長野県茅野市) |
| 全 社 (共 通) | 本社(静岡県静岡市)、東京オフィス(東京都港区) |

(2) 子会社

| 区 分 | 名 称 ・ 所 在 地 |
|-------------|--|
| 特 機 事 業 | 販売拠点 スターマーケティングジャパン株式会社(東京都港区) スターマイクロニクス アメリカ・INC(米国) スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD(英国) スターマイクロニクス サウスイースト アジアCo.,LTD(タイ) |
| | 生産拠点 天星精密有限公司(香港) |
| 工 作 機 械 事 業 | 販売拠点 スター CNC マシンツール Corp.(米国) スターマイクロニクス・AG(スイス) スターマイクロニクス GB・LTD(英国) スターマイクロニクス・GmbH(ドイツ) スターマシンツール フランス・SAS(フランス) 上海星昂機械有限公司(中国) スターマイクロニクス(タイランド) Co.,LTD(タイ) |
| | 生産拠点 スターメタル株式会社(静岡県菊川市) 株式会社ミクロ札幌(北海道石狩市) 斯大精密(大連)有限公司(中国) スターマイクロニクス マニュファクチュアリング(タイランド)Co.,LTD(タイ) |
| 全 社 (共 通) | そ の 他 スターアメリカ ホールディング・INC(米国) |

③ 従業員の状況(2022年12月31日現在)

(1) 企業集団の従業員数

| 区 分 | 従業員数(名) | 前年度末比増減(名) |
|-------------|---------|------------|
| 特 機 事 業 | 249 | 3 |
| 工 作 機 械 事 業 | 1,346 | 132 |
| 全 社 (共 通) | 67 | 10 |
| 合 計 | 1,662 | 145 |

(注) 上記従業員数には契約社員等の年間平均雇用人員106名を含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

| 従業員数(名) | 前年度末比増減(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|---------|------------|---------|-----------|
| 452 | 20 | 42.4 | 19.1 |

(注) 上記従業員数には契約社員等の年間平均雇用人員49名を含んでおりません。

④ 会社の株式に関する事項(2022年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

158,000,000株

(2) 発行済株式総数

42,465,134株

(うち自己株式 4,809,548株)

(注) 自己株式の消却により前年度末に比べ1,626,200株減少しております。

(3) 株主数

11,776名

(前年度末比1,049名増)

(4) 大株主

| 株 主 名 | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|--|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 6,754 | 17.94 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 3,850 | 10.23 |
| 株式会社静岡銀行 | 1,582 | 4.20 |
| 株式会社日本カストディ銀行(年金信託口) | 720 | 1.91 |
| 鈴木通 | 618 | 1.64 |
| ザバンクオブニューヨークメロン 140044 | 581 | 1.54 |
| ステートストリートバンクウェストクライアント トリーター 505234 | 567 | 1.51 |
| 日本生命保険相互会社 | 491 | 1.30 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口4) | 482 | 1.28 |
| ジェーピーモルガンチェースバンク 385781 | 472 | 1.26 |

(注) 1. 当社は、自己株式4,809千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

| | 株式数(株) | 交付対象者数(名) |
|-------------------------------|--------|-----------|
| 取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) | 29,600 | 3 |
| 社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。) | — | — |
| 監査等委員である取締役 | — | — |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「第98期定時株主総会招集ご通知」の「2.(4)取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得について、次のとおり実施しております。
 - ・ 2021年12月8日開催の取締役会決議により取得した自己株式
株式の種類および総数 当社普通株式 196,100株
取得価額の総額 307,248千円
 - ・ 2022年5月11日開催の取締役会決議により取得した自己株式
株式の種類および総数 当社普通株式 1,000,000株
取得価額の総額 1,650,071千円

- ② 会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却について、次のとおり実施しております。
 - ・ 2021年12月8日開催の取締役会決議により消却した自己株式
株式の種類および総数 当社普通株式 626,200株
消却価額の総額 830,341千円
消却実施日 2022年2月4日
 - ・ 2022年5月11日開催の取締役会決議により消却した自己株式
株式の種類および総数 当社普通株式 1,000,000株
消却価額の総額 1,381,000千円
消却実施日 2022年8月5日

⑤ 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2022年12月31日現在)

① 通常型ストック・オプションとしての新株予約権

| 新株予約権の名称 | 第11回通常型新株予約権 | 第12回通常型新株予約権 | 第13回通常型新株予約権 |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の発行決議日 | 2017年5月25日 | 2018年5月24日 | 2019年3月28日 |
| 保有人数 | 取締役2名 | 取締役1名 | 取締役1名 |
| 新株予約権の数 | 150個 | 70個 | 70個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類および数 | 普通株式 15,000株 | 普通株式 7,000株 | 普通株式 7,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 | | |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり1,830円 | 1株当たり2,017円 | 1株当たり1,805円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2019年7月1日から 2023年6月30日まで | 2020年7月1日から 2025年6月30日まで | 2021年6月1日から 2026年5月31日まで |

(注) 1. 社外取締役および監査等委員には、新株予約権を割当てておりません。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年もしくは任期満了による退任もしくは退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権の質入れ、その他一切の処分はこれを認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

② 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権

| | | | |
|----------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の名称 | 第1回株式報酬型新株予約権 | 第2回株式報酬型新株予約権 | 第3回株式報酬型新株予約権 |
| 新株予約権の発行決議日 | 2014年5月22日 | 2015年5月28日 | 2016年5月26日 |
| 保 有 人 数 | 取締役2名 | 取締役2名 | 取締役2名 |
| 新株予約権の数 | 155個 | 104個 | 184個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類および数 | 普通株式 15,500株 | 普通株式 10,400株 | 普通株式18,400株 |
| 新株予約権の払込金額 | 1株当たり1,209円 | 1株当たり1,995円 | 1株当たり988円 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり1円 | | |
| 新株予約権の行使期間 | 2014年6月9日から 2044年6月8日まで | 2015年6月15日から 2045年6月14日まで | 2016年6月13日から 2046年6月12日まで |

| | | | |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の名称 | 第4回株式報酬型新株予約権 | 第5回株式報酬型新株予約権 | 第6回株式報酬型新株予約権 |
| 新株予約権の発行決議日 | 2017年5月25日 | 2018年5月24日 | 2019年3月28日 |
| 保 有 人 数 | 取締役1名 | 取締役2名 | 取締役1名 |
| 新株予約権の数 | 83個 | 172個 | 151個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類および数 | 普通株式 8,300株 | 普通株式 17,200株 | 普通株式 15,100株 |
| 新株予約権の払込金額 | 1株当たり1,384円 | 1株当たり1,644円 | 1株当たり1,608円 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり1円 | | |
| 新株予約権の行使期間 | 2017年6月12日から 2047年6月11日まで | 2018年6月11日から 2048年6月10日まで | 2019年4月15日から 2049年4月14日まで |

| | |
|----------------------|------------------------------|
| 新株予約権の名称 | 第7回株式報酬型新株予約権 |
| 新株予約権の発行決議日 | 2020年3月26日 |
| 保 有 人 数 | 取締役2名 |
| 新株予約権の数 | 263個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類および数 | 普通株式 26,300株 |
| 新株予約権の払込金額 | 1株当たり866円 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2020年4月13日から 2050年4月12日まで |

- (注) 1. 社外取締役および監査等委員には、新株予約権を割当てておりません。
2. 新株予約権者は、新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺しております。
3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日(10日目当社が当社の休業日に当たる場合には翌営業日)までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。権利承継者は、上記(1)にかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過するまでの間かつ行使期間内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
 ・通常型ストック・オプションとしての新株予約権

| | | |
|----------------------|----------|---|
| 新株予約権の名称 | | 第16回通常型新株予約権 |
| 新株予約権の発行決議日 | | 2022年3月24日 |
| 新株予約権の数 | | 1,280個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類および数 | | 普通株式 128,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 新株予約権の行使価額 | | 1株当たり1,523円 |
| 新株予約権の行使期間 | | 2024年6月3日から2029年6月2日まで |
| 交付状況 | 執行役員 | 新株予約権の数 310個 目的である株式の数 31,000株 交付者数 4名 |
| | 従業員 | 新株予約権の数 450個 目的である株式の数 45,000株 交付者数 15名 |
| | 連結子会社取締役 | 新株予約権の数 520個 目的である株式の数 52,000株 交付者数 8名 |

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年もしくは任期満了による退任もしくは退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分はこれを認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

⑥ 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 お よ び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 対 し て 行 っ た 職 務 の 概 要 |
|------------------------|---------|--|
| 社 外 取 締 役 | 岩 崎 清 悟 | <p>当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、主に企業経営者としての見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、発言・提言を積極的に行っております。</p> |
| 社 外 取 締 役 (常勤監査等委員) | 西 川 勢 一 | <p>当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに、また監査等委員会9回のすべてに出席しているほか、その他の重要会議にも出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、発言・提言を積極的に行っております。</p> |
| 社 外 取 締 役 (監査等委員) | 杉 本 基 | <p>当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに、また監査等委員会9回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、発言・提言を積極的に行っております。</p> |
| 社 外 取 締 役 (監査等委員) | 宮 田 逸 江 | <p>2022年3月24日就任後当事業年度に開催された取締役会9回のすべてに、また監査等委員会7回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、2022年3月24日就任後当事業年度に開催された委員会2回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、発言・提言を積極的に行っております。</p> |

⑦ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

| 区 分 | 支払額(百万円) |
|-------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 54 |
| ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 65 |

- (注) 1. 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務調査等を委託し、その対価を支払っています。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。
4. 当社の重要な子会社のうち、スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD、スターマイクロニクス・AG、スターマイクロニクス・GmbH、上海星昂機械有限公司、斯大精密(大連)有限公司およびスターマイクロニクス マニュファクチュアリング(タイランド) Co.,LTDは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑧ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要に関する事項

〔業務の適正を確保するための体制についての決定内容〕

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会において決定しております。

なお、2023年2月9日の取締役会において業務の適正を確保するための体制を改訂しており、2023年3月1日現在、当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制の内容の概要は次のとおりです。

1. **当社および子会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- (1) コンプライアンスに係る当社の行動規範として「スター精密グループ・サステナビリティ行動規範」を制定し、当社グループの取締役、執行役員および使用人の行動基準とする。
- (2) コンプライアンス活動を推進する責任部署を設け、当社グループの取締役、執行役員および使用人に対する教育啓蒙を行う。委員会を定期的に開催し、コンプライアンス状況と問題点の把握を行う。
- (3) 当社グループのコンプライアンス違反事実に関する社内報告体制を整備し、社内規程に基づき運用する。

2. **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項**

- (1) 法令および社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録に記録し、法令および社内規程に基づき保存する。
- (2) 監査等委員は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

3. **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- (1) 法令、災害、環境、輸出管理等のリスクについて、それぞれ必要に応じて担当部署や担当者を定め、規程・マニュアル等の制定ならびに当社グループの取締役、執行役員および使用人に対する教育・啓蒙等を行う。
- (2) 委員会を定期的に開催し、当社グループのリスク管理の進捗状況を管理する。

4. **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 定例および必要に応じて臨時に開催される取締役会において、当社グループにおける重要な意思決定ならびに取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (2) 常勤役員および執行役員が出席する経営会議を原則月2回開催し、業務執行に係る重要事項の審議ならびに当社グループ各社の事業計画の進捗管理を行う。
- (3) 執行役員制度および事業部制をとることにより、迅速かつ効率的な当社グループの事業運営に努める。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、事業の規模、事業の性質、適用法令、機関設計その他会社の個性および特質を踏まえ、自律的に体制整備を行う。
- (2) 各子会社を管掌する部門の長たる取締役または執行役員は、当社の社内規程に基づき、当該子会社における重要な意思決定または事実について、当社の承認を得、または当社に対する報告を行うものとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 内部監査部門所属の使用人は、監査等委員会から要請を受けた場合、監査等委員会の職務遂行を補助する。
- (2) 監査等委員会から要請を受けた使用人は、補助職務の遂行にあたっては、もっぱら監査等委員会の指揮を受けるものとする。

7. 当社および子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員および使用人は、次に定める事項について監査等委員会に報告するものとし、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- ① 経営会議に付議・報告された事項
- ② 内部統制システムの運営状況
- ③ 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合はその事実
- ④ 当社グループの取締役、執行役員または使用人が不正または法令・定款に違反する行為をし、またはするおそれがあると考えられるときはその旨
- ⑤ 内部監査部門が実施した監査の結果
- ⑥ その他監査等委員会が報告を受ける必要があると判断した事項

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、コンプライアンスおよびリスクに関する委員会に出席し、意見を述べる。
- (2) 監査等委員は、内部監査部門および会計監査人と密接に連携し、必要と認めるときは報告を求める。
- (3) 監査等委員が、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当該職務の執行に必要でないと認められるときを除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備体制

- (1) 反社会的勢力とは一切かわりを持たず、不当な要求には毅然とした態度で臨み、また反社会的勢力または当該勢力と関係のある取引先とはいかなる取引も行わないものとする。
- (2) 「スター精密グループ・サステナビリティ行動規範」にこの基本方針を定め、取締役、執行役員および使用人に周知徹底する。
- (3) 平素より静岡県企業防衛対策協議会などを通じて反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、取締役、執行役員および使用人に対して不当な要求等への適切な対応についての啓発を図る。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〕

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

- (1) 当事業年度においてコンプライアンス委員会を計2回、サステナビリティ委員会を計2回開催し、当社グループのコンプライアンス状況と問題点の把握を行い、今後の対応等の協議を行っております。
- (2) コンプライアンスに関する通報・相談窓口を設置しており、その周知と活用を図るとともに、コンプライアンス委員会において、その運用状況の報告を行っております。

2. 職務執行の情報の保存および管理に対する取組みの状況

取締役会等の議事録、稟議書その他の業務執行に関する文書について、法令および社内規程に基づき、適切な保存・管理を行っております。これらの文書については、取締役の求めに応じて、随時閲覧に供しております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- (1) 地震等の災害や輸出管理等のリスクについて、規程・マニュアル等の制定およびこれに基づく体制の整備ならびに当社グループの取締役、執行役員および使用人に対する教育・啓蒙等を行っております。
- (2) 当事業年度においてリスク管理委員会を計2回開催し、当社グループのリスク管理の進捗状況の管理を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることの確保に対する取組みの状況

- (1) 当事業年度において取締役会を計11回開催し、重要な意思決定および取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- (2) 当事業年度において経営会議を月2回計24回開催し、業務執行に係る重要事項の審議ならびに事業計画の進捗管理を行っております。

5. 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

取締役または執行役員は、社内規程に基づき子会社の重要な意思決定または事実について、当社の取締役会等における事前承認を得、または報告を行っております。

6. 監査等委員の監査の実効性の確保等に対する取組みの状況

- (1) 当事業年度において監査等委員会を計9回開催し、取締役の職務執行の監査ならびに内部統制システムの整備および運用状況等の確認を行っております。
- (2) 常勤監査等委員は、取締役会のほか、指名・報酬委員会、経営会議ならびにコンプライアンスおよびリスクに関する委員会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役等から必要な情報の提供を受けております。
- (3) 内部監査部門は、内部監査規程および監査計画に従って監査を行い、その結果を監査等委員に定期的に報告しております。また、同部門所属の使用人は、監査等委員の要請を受けて、監査等委員の職務を補助しております。
- (4) 監査等委員は、内部監査部門・会計監査人と定期的に情報交換を行うなど、相互の連携を図っております。
- (5) 監査等委員の職務執行に関して生じた費用については、速やかに処理しております。

7. 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

静岡県企業防衛対策協議会などを通じて反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、当該情報を取締役、執行役員および使用人に対して周知するなど、不当な要求等への適切な対応についての啓発を行っております。

⑨ 連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位 千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2022年1月1日残高 | 12,721,939 | 13,854,202 | 41,814,173 | △7,066,934 | 61,323,380 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △10,329 | | △10,329 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 12,721,939 | 13,854,202 | 41,803,843 | △7,066,934 | 61,313,050 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △2,253,010 | | △2,253,010 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 10,298,622 | | 10,298,622 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,958,342 | △1,958,342 |
| 自己株式の処分 | | 8,648 | | 205,436 | 214,085 |
| 自己株式の消却 | | △2,211,341 | | 2,211,341 | - |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | 60,039 | | | 60,039 |
| 連結子会社株式の売却による持分の増減 | | △1,059 | | | △1,059 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | △2,143,712 | 8,045,611 | 458,435 | 6,360,335 |
| 2022年12月31日残高 | 12,721,939 | 11,710,490 | 49,849,455 | △6,608,499 | 67,673,385 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新 予 約 権 | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 計 |
|---------------------------|-------------------------|-----------------|-------------------------|---------------------------|---------|---------------|------------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | | |
| 2022年1月1日残高 | 84,406 | △830,454 | 476,837 | △269,210 | 420,462 | 253,566 | 61,728,198 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | △10,329 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 84,406 | △830,454 | 476,837 | △269,210 | 420,462 | 253,566 | 61,717,868 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △2,253,010 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 10,298,622 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1,958,342 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 214,085 |
| 自己株式の消却 | | | | | | | - |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | | | | | | 60,039 |
| 連結子会社株式の売却による持分の増減 | | | | | | | △1,059 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 23,185 | 4,196,879 | 1,004,629 | 5,224,694 | △68,749 | △146,020 | 5,009,924 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 23,185 | 4,196,879 | 1,004,629 | 5,224,694 | △68,749 | △146,020 | 11,370,259 |
| 2022年12月31日残高 | 107,591 | 3,366,425 | 1,481,466 | 4,955,484 | 351,712 | 107,545 | 73,088,128 |

⑩ 連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 17社

主要な連結子会社名

スターマイクロニクス アメリカ・INC

スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD

スター CNC マシンツール Corp.

スターマイクロニクス・AG

スターマイクロニクス GB・LTD

スターマイクロニクス・GmbH

上海星昂機械有限公司

斯大精密（大連）有限公司

スターマイクロニクス マニユファクチュアリング（タイランド）Co.,LTD

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名 スターアジアテクノロジー・LTD

- (2) 持分法を適用していない関連会社(菊川工業団地協同組合 他)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該関連会社の9月30日現在の計算書類を基礎として使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない

..... 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

株式等以外のもの

市場価格のない株式等...

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- デリバティブ……………時価法
- 棚卸資産……………主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
ただし、在外連結子会社については、主に先入先出法等による低価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 有形固定資産……………主として定率法
(リース資産を除く) ただし、在外連結子会社については主に定額法
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 15～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4～10年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
- 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) なお、当社の自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- リース資産……………定額法
 なお、耐用年数については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として個別検討による必要額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員等に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準(将来の支給見込額の中の当連結会計年度負担分を算出する方法)により計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(追加情報)

当社は、2023年1月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出企業年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行います。この結果、翌連結会計年度において、特別利益として203,002千円計上する予定であります。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、特機事業、工作機械事業における製品の製造および販売を主な事業として行っております。

製品の販売は、契約条件に基づく顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が履行義務の充足時期であり、顧客への製品等の出荷時や検収時、貿易上の諸条件等に基づき収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、主に工作機械事業において従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、一部の販売については検収時に収益を認識することとしたほか、販売手数料などの顧客に支払われる対価については、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から控除した方法で処理しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は85,172千円減少、売上原価は319,901千円増加、販売費及び一般管理費は148,042千円減少、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ257,031千円減少しており、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は10,329千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(ASC第842号「リース」の適用)

在外連結子会社において、ASC第842号「リース」を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | 合計 |
|-----------|------------|------------|------------|
| | 特機事業 | 工作機械事業 | |
| 日本 | 2,109,474 | 6,809,464 | 8,918,939 |
| 米国 | 10,919,505 | 17,906,694 | 28,826,199 |
| アジア | 1,127,401 | 23,868,634 | 24,996,036 |
| 欧州 | 3,803,260 | 20,823,941 | 24,627,202 |
| 外部顧客への売上高 | 17,959,641 | 69,408,735 | 87,368,377 |

(注) 外部顧客への売上高は当社グループ各社の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|----------------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 18,553,333 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 22,749,935 |
| 契約負債 (期首残高) | 800,660 |
| 契約負債 (期末残高) | 965,914 |

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、800,660千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 425,428千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異等を繰延税金資産に計上しております。

なお、将来の課税所得の前提とする需要予測や販売動向等の仮定は不確実性が高く、繰延税金資産の回収見込額に変動が生じた場合には、繰延税金資産の取り崩しまたは追加計上により利益が変動する可能性があります。

2. 有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 15,696,456千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。また、回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額としております。

なお、使用価値の算出の前提とする事業計画等の仮定は不確実性が高く、今後、経営環境等の変化により前提条件や仮定に変動が生じた場合には、有形固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額

26,610,127千円

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費

1,965,859千円

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注)1 | 44,091,334 | — | 1,626,200 | 42,465,134 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)2,3 | 5,367,223 | 1,220,925 | 1,778,600 | 4,809,548 |

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少1,626,200株は、自己株式の消却によるものであります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,220,925株は、取締役会決議に基づく取得によるもの1,196,100株、譲渡制限付株式の無償取得によるもの24,200株、単元未満株式の買取によるもの625株であります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,778,600株は、消却によるもの1,626,200株、譲渡制限付株式報酬としての処分によるもの36,800株、ストック・オプション行使によるもの115,600株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年2月22日 取締役会 | 普通株式 | 1,122,999 | 29.00 | 2021年12月31日 | 2022年2月28日 |
| 2022年8月9日 取締役会 | 普通株式 | 1,130,011 | 30.00 | 2022年6月30日 | 2022年8月31日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 2023年2月22日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|--------------------|-------|-----------------|-------------|-----------|
| 2023年2月22日 取締役会 | 普通株式 | 1,507,191 | 利益剰余金 | 40.00 | 2022年12月31日 | 2023年3月9日 |

(注) 1株当たり配当額40円には、特別配当10円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
 スtock・オプションとしての新株予約権 普通株式 678,000株
4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

有価証券及び投資有価証券は、主に一時的な余資の運用を目的とした債券と業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し経営会議に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引については、取引権限を定めた社内規程などに従い、主に外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために経理部が先物為替予約等を行っており、その取引結果はすべて経理担当役員に報告されております。なお、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が定期的に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表 計上額 (千円) | 時 価 (千円) | 差 額 (千円) |
|------------------|---------------------|----------|----------|
| 有価証券及び投資有価証券(※2) | | | |
| その他有価証券 | 803,060 | 803,060 | — |
| 資産計 | 803,060 | 803,060 | — |
| デリバティブ取引(※3) | 228,505 | 228,505 | — |

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」については、現金であること、および主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (千円) |
|-----------------|-----------------------------|
| 非上場株式 | 35,624 |
| 関連会社株式 | 293,145 |
| 投資事業有限責任組合等への出資 | 34,278 |

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区 分 | 時 価 (千円) | | | |
|--------------|----------|---------|---------|---------|
| | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2 | レ ベ ル 3 | 合 計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 177,916 | — | — | 177,916 |
| 債券 | — | 562,500 | — | 562,500 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | — | 219,660 | — | 219,660 |
| 資産計 | 177,916 | 782,160 | — | 960,076 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | — | 8,844 | — | 8,844 |
| 負債計 | — | 8,844 | — | 8,844 |

(注) 投資信託の時価は上記に含まれておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は62,644千円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。債券の時価は取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,928円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 271円14銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 270円01銭 |
- 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
- | | |
|---|--------------|
| (1) 1株当たり当期純利益 | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 10,298,622千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 10,298,622千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 37,982,790株 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額 | －千円 |
| 普通株式増加数 | 158,764株 |
| (うち新株予約権) | (158,764株) |
| (3) 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | |
| 第11回通常型新株予約権(株式の数126,000株) | |
| 第12回通常型新株予約権(株式の数166,000株) | |
| 第13回通常型新株予約権(株式の数161,000株) | |
| 第15回通常型新株予約権(株式の数141,000株) | |
3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度を設けております。国内連結子会社は、中小企業退職金共済制度を併用した退職一時金制度又は確定拠出型の年金制度を、一部の在外連結子会社は、退職一時金制度又は確定拠出型の年金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------------|------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 9,000,802千円 |
| 勤務費用 | 165,704 |
| 利息費用 | 95,610 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 157,311 |
| 退職給付の支払額 | △531,747 |
| 過去勤務費用の発生額 | △1,931,487 |
| その他 | 2,909 |
| <u>退職給付債務の期末残高</u> | <u>6,959,102</u> |

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|------------------|
| 年金資産の期首残高 | 8,870,603千円 |
| 期待運用収益 | 221,765 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △591,962 |
| 事業主からの拠出額 | 189,394 |
| 退職給付の支払額 | △531,747 |
| <u>年金資産の期末残高</u> | <u>8,158,053</u> |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | |
|------------------------------|-------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 6,858,114千円 |
| 年金資産 | △8,158,053 |
| | △1,299,938 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 100,988 |
| <u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u> | <u>△1,198,950</u> |

| | |
|-----------|---------|
| 退職給付に係る負債 | 100,988 |
|-----------|---------|

| | |
|-----------|------------|
| 退職給付に係る資産 | △1,299,938 |
|-----------|------------|

| | |
|------------------------------|-------------------|
| <u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u> | <u>△1,198,950</u> |
|------------------------------|-------------------|

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用 | 165,704千円 |
| 利息費用 | 95,610 |
| 期待運用収益 | △221,765 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 250,107 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 289,656 |

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

| | |
|----------|-------------|
| 過去勤務費用 | 1,931,487千円 |
| 数理計算上の差異 | △499,167 |
| 合計 | 1,432,319 |

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-------------|--------------|
| 未認識過去勤務費用 | △1,931,487千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △180,668 |
| 合計 | △2,112,156 |

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|------|-----|
| 債券 | 34% |
| 株式 | 22 |
| 一般勘定 | 11 |
| その他 | 33 |
| 合計 | 100 |

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

| | |
|-----------|------|
| 割引率 | 1.1% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |
| 予想昇給率 | 9.8% |

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、223,565千円であります。

4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

| | |
|------------------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未実現利益 | 952,627千円 |
| 賞与引当金 | 371,890 |
| 減価償却費 | 368,219 |
| 退職給付に係る負債 | 265,245 |
| 棚卸資産評価損 | 208,134 |
| その他 | 741,364 |
| 繰延税金資産 小計 | 2,907,481 |
| 税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額(注) | — |
| 将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額 | △258,031 |
| 評価性引当額 小計 | △258,031 |
| 繰延税金資産 合計 | 2,649,449 |
| 繰延税金負債 | |
| 在外子会社留保利益 | △1,645,032 |
| 退職給付に係る資産 | △630,689 |
| その他 | △263,711 |
| 繰延税金負債 合計 | △2,539,433 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 110,016 |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|-------------------|-------|
| 法定実効税率 | 29.9% |
| (調整) | |
| 在外子会社適用税率差異 | △4.0 |
| 在外子会社留保利益 | 2.6 |
| 未実現利益税効果未認識 | △1.3 |
| 試験研究費等特別控除 | △0.8 |
| 評価性引当額の増減 | △0.2 |
| その他 | 0.7 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 26.9 |

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として事務機器等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

【ストック・オプションに関する注記】

1. スtock・オプション及び譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名
 売上原価 2,205千円
 販売費及び一般管理費 82,816千円
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額
 新株予約権戻入益 59,291千円
3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
 (1) スtock・オプションの内容

| | 第10回通常型 新株予約権 | 第11回通常型 新株予約権 | 第12回通常型 新株予約権 | 第13回通常型 新株予約権 |
|------------------|---|---|---|---------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び数 | 取締役 3名 執行役員 6名 従業員 18名 連結子会社 取締役 9名 | 取締役 3名 執行役員 6名 従業員 19名 連結子会社 取締役 8名 | 取締役 1名 執行役員 6名 従業員 18名 連結子会社 取締役 8名 | 執行役員 7名 従業員 16名 連結子会社 取締役 8名 |
| ストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 168,000株 | 普通株式 148,000株 | 普通株式 175,000株 | 普通株式 161,000株 |
| 付与日 | 2016年 6月13日 | 2017年 6月12日 | 2018年 6月11日 | 2019年 4月15日 |
| 権利確定条件 | (注) 2 | (注) 2 | (注) 2 | (注) 2 |
| 対象勤務期間 | 2016年 6月13日～ 2018年 6月28日 | 2017年 6月12日～ 2019年 6月30日 | 2018年 6月11日～ 2020年 6月30日 | 2019年 4月15日～ 2021年 5月31日 |
| 権利行使期間 | 2018年 6月29日～ 2022年 6月28日 | 2019年 7月1日～ 2023年 6月30日 | 2020年 7月 1日～ 2025年 6月30日 | 2021年 6月 1日～ 2026年 5月31日 |

| | 第14回通常型 新株予約権 | 第15回通常型 新株予約権 | 第16回通常型 新株予約権 |
|------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び数 | 執行役員 5名 従業員 15名 連結子会社 取締役 8名 | 執行役員 5名 従業員 16名 連結子会社 取締役 8名 | 執行役員 4名 従業員 15名 連結子会社 取締役 8名 |
| ストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 138,000株 | 普通株式 141,000株 | 普通株式 128,000株 |
| 付与日 | 2020年 4月13日 | 2021年 4月12日 | 2022年 4月11日 |
| 権利確定条件 | (注) 2 | (注) 2 | (注) 2 |
| 対象勤務期間 | 2020年 4月13日～ 2022年 5月31日 | 2021年 4月12日～ 2023年 5月31日 | 2022年 4月11日～ 2024年 6月 2日 |
| 権利行使期間 | 2022年 6月 1日～ 2027年 5月31日 | 2023年 6月 1日～ 2028年 5月31日 | 2024年 6月 3日～ 2029年 6月 2日 |

| | 第1回株式報酬型 新株予約権 | 第2回株式報酬型 新株予約権 | 第3回株式報酬型 新株予約権 | 第4回株式報酬型 新株予約権 |
|------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び数 | 取締役 5名 | 取締役 6名 | 取締役 3名 執行役員 3名 | 取締役 3名 執行役員 4名 |
| ストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 23,100株 | 普通株式 17,100株 | 普通株式 36,200株 | 普通株式 24,700株 |
| 付与日 | 2014年6月9日 | 2015年6月15日 | 2016年6月13日 | 2017年6月12日 |
| 権利確定条件 | (注) 3 | (注) 3 | (注) 3 | (注) 3 |
| 対象勤務期間 | 2014年6月9日～ 2015年5月28日 | 2015年6月15日～ 2016年5月26日 | 2016年6月13日～ 2017年5月25日 | 2017年6月12日～ 2018年5月24日 |
| 権利行使期間 | 2014年6月9日～ 2044年6月8日 | 2015年6月15日～ 2045年6月14日 | 2016年6月13日～ 2046年6月12日 | 2017年6月12日～ 2047年6月11日 |

| | 第5回株式報酬型 新株予約権 | 第6回株式報酬型 新株予約権 | 第7回株式報酬型 新株予約権 |
|------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び数 | 取締役 3名 執行役員 4名 | 取締役 3名 執行役員 4名 | 取締役 3名 執行役員 5名 |
| ストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 24,400株 | 普通株式 42,700株 | 普通株式 59,900株 |
| 付与日 | 2018年6月11日 | 2019年4月15日 | 2020年4月13日 |
| 権利確定条件 | (注) 3 | (注) 3 | (注) 3 |
| 対象勤務期間 | 2018年6月11日～ 2019年3月28日 | 2019年4月15日～ 2020年3月26日 | 2020年4月13日～ 2021年3月25日 |
| 権利行使期間 | 2018年6月11日～ 2048年6月10日 | 2019年4月15日～ 2049年4月14日 | 2020年4月13日～ 2050年4月12日 |

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年もしくは任期満了による退任もしくは退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権の質入れ、その他一切の処分はこれを認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
3. (1) 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日(10日目が当社の休業日に当たる場合には翌営業日)までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。権利承継者は、上記(1)に拘わらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過するまでの間かつ行使期間内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

| | 第10回通常型 新株予約権 | 第11回通常型 新株予約権 | 第12回通常型 新株予約権 | 第13回通常型 新株予約権 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末残 | — | — | — | — |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — | — |
| 当連結会計年度末残 | — | — | — | — |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末残 | 93,700 | 136,000 | 166,000 | 161,000 |
| 権利確定 | — | — | — | — |
| 権利行使 | 64,300 | — | — | — |
| 失効 | 29,400 | 10,000 | — | — |
| 当連結会計年度末残 | — | 126,000 | 166,000 | 161,000 |

| | 第14回通常型 新株予約権 | 第15回通常型 新株予約権 | 第16回通常型 新株予約権 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末残 | 138,000 | 141,000 | — |
| 付与 | — | — | 128,000 |
| 失効 | — | — | — |
| 権利確定 | 138,000 | — | — |
| 当連結会計年度末残 | — | 141,000 | 128,000 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末残 | — | — | — |
| 権利確定 | 138,000 | — | — |
| 権利行使 | 32,000 | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 当連結会計年度末残 | 106,000 | — | — |

| | 第1回株式報酬型 新株予約権 | 第2回株式報酬型 新株予約権 | 第3回株式報酬型 新株予約権 | 第4回株式報酬型 新株予約権 |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末残 | — | — | — | — |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — | — |
| 当連結会計年度末残 | — | — | — | — |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末残 | 15,500 | 10,400 | 22,100 | 19,300 |
| 権利確定 | — | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | 3,700 | 3,000 |
| 失効 | — | — | — | 8,000 |
| 当連結会計年度末残 | 15,500 | 10,400 | 18,400 | 8,300 |

| | 第5回株式報酬型 新株予約権 | 第6回株式報酬型 新株予約権 | 第7回株式報酬型 新株予約権 |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末残 | — | — | — |
| 付与 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 当連結会計年度末残 | — | — | — |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末残 | 19,400 | 34,000 | 59,900 |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | 2,200 | 3,800 | 6,600 |
| 失効 | — | 15,100 | 19,200 |
| 当連結会計年度末残 | 17,200 | 15,100 | 34,100 |

② 単価情報

| | | 第10回通常型 新株予約権 | 第11回通常型 新株予約権 | 第12回通常型 新株予約権 | 第13回通常型 新株予約権 |
|---------------|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 1,289 | 1,830 | 2,017 | 1,805 |
| 行使時平均株価 | (円) | 1,674 | — | — | — |
| 公正な評価単価 (付与日) | (円) | 165 | 246 | 308 | 352 |

| | | 第14回通常型 新株予約権 | 第15回通常型 新株予約権 | 第16回通常型 新株予約権 |
|---------------|-----|------------------|------------------|------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 1,149 | 1,720 | 1,523 |
| 行使時平均株価 | (円) | 1,742 | — | — |
| 公正な評価単価 (付与日) | (円) | 157 | 296 | 226 |

| | | 第1回株式報酬型 新株予約権 | 第2回株式報酬型 新株予約権 | 第3回株式報酬型 新株予約権 | 第4回株式報酬型 新株予約権 |
|---------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 行使時平均株価 | (円) | — | — | 1,573 | 1,577 |
| 公正な評価単価 (付与日) | (円) | 1,209 | 1,995 | 988 | 1,384 |

| | | 第5回株式報酬型 新株予約権 | 第6回株式報酬型 新株予約権 | 第7回株式報酬型 新株予約権 |
|---------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 1 | 1 | 1 |
| 行使時平均株価 | (円) | 1,577 | 1,577 | 1,577 |
| 公正な評価単価 (付与日) | (円) | 1,644 | 1,608 | 866 |

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

第16回通常型新株予約権

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

| | | 第16回通常型 新株予約権 |
|--------|-------|------------------|
| 株価変動性 | (注) 1 | 32.900% |
| 予想残存期間 | (注) 2 | 4.6年 |
| 予想配当 | (注) 3 | 58円/株 |
| 無リスク利率 | (注) 4 | 0.006% |

(注) 1. 4.6年間(2017年9月から2022年4月までの)株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
3. 2021年12月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

| | 第1回譲渡制限付 株式報酬 | 第2回譲渡制限付 株式報酬 |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 付与対象者の区分及び数 | 取締役 3名 執行役員 4名 | 取締役 3名 執行役員 4名 |
| 譲渡制限付株式の数 | 普通株式 34,500株 | 普通株式 36,800株 |
| 付与日 | 2021年4月22日 | 2022年4月21日 |
| 譲渡制限期間 | (注) 1 | (注) 1 |
| 解除条件 | (注) 2 | (注) 2 |

(注) 1. 付与日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも退任する直後の時点までの期間

2. 対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結の時点の直前までの期間(ただし、割当対象者が当社の取締役を兼務しない執行役員の場合には、付与日の属する事業年度の開始日から当事業年度の末日までの期間とする。)中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(2) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

① 株式数

| | 第1回譲渡制限付 株式報酬 | 第2回譲渡制限付 株式報酬 |
|-------------|------------------|------------------|
| 譲渡制限解除前 (株) | | |
| 前連結会計年度末残 | 34,500 | — |
| 付与 | — | 36,800 |
| 没収 | 11,700 | 12,500 |
| 譲渡制限解除 | 2,000 | — |
| 当連結会計年度末残 | 20,800 | 24,300 |

② 単価情報

| | 第1回譲渡制限付 株式報酬 | 第2回譲渡制限付 株式報酬 |
|-------------------|------------------|------------------|
| 公正な評価単価 (付与日) (円) | 1,622 | 1,509 |

7. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

⑪ 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位 千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-----------------------------|-------------|-------------|----------------|--------------|-----------|-----------------|--------|------------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | 利益剰余金 合 計 |
| 固定資産 圧縮積立金 | 特別償却 準備金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | | | |
| 2022年1月1日残高 | 12,721,939 | 3,876,517 | 9,977,685 | 13,854,202 | 764,216 | 32,292 | 1,934 | 21,927,068 | 22,725,511 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | | | | △10,329 | △10,329 |
| 会計方針の変更を反映 した当期首残高 | 12,721,939 | 3,876,517 | 9,977,685 | 13,854,202 | 764,216 | 32,292 | 1,934 | 21,916,738 | 22,715,182 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △2,253,010 | △2,253,010 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 6,485,014 | 6,485,014 |
| 固定資産圧縮 積立金の取崩 | | | | | | △664 | | 664 | - |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | | | △1,934 | 1,934 | - |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 8,648 | 8,648 | | | | | |
| 自己株式の消却 | | | △2,211,341 | △2,211,341 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | △2,202,693 | △2,202,693 | - | △664 | △1,934 | 4,234,601 | 4,232,003 |
| 2022年12月31日残高 | 12,721,939 | 3,876,517 | 7,774,992 | 11,651,509 | 764,216 | 31,628 | - | 26,151,340 | 26,947,185 |

| | 株 主 資 本 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|------------|-------------|---|---------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本 合 計 | 評価・換算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | | |
| 2022年1月1日残高 | △7,066,934 | 42,234,719 | 84,406 | 420,462 | 42,739,587 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | △10,329 | | | △10,329 |
| 会計方針の変更を反映 した当期首残高 | △7,066,934 | 42,224,389 | 84,406 | 420,462 | 42,729,258 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △2,253,010 | | | △2,253,010 |
| 当期純利益 | | 6,485,014 | | | 6,485,014 |
| 固定資産圧縮 積立金の取崩 | | - | | | - |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | | - |
| 自己株式の取得 | △1,958,342 | △1,958,342 | | | △1,958,342 |
| 自己株式の処分 | 205,436 | 214,085 | | | 214,085 |
| 自己株式の消却 | 2,211,341 | - | | | - |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | 23,185 | △68,749 | △45,563 |
| 事業年度中の変動額合計 | 458,435 | 2,487,746 | 23,185 | △68,749 | 2,442,182 |
| 2022年12月31日残高 | △6,608,499 | 44,712,136 | 107,591 | 351,712 | 45,171,440 |

⑫ 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び
関連会社株式 ……………移動平均法による原価法
その他有価証券

市場価格のない …… 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法
株式等以外のもの …… により算定)
市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引
法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に
規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相
当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 ……………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定)

原材料 ……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定)

商品・貯蔵品 ……………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 8～10年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法

リース資産……………定額法

なお、耐用年数については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と
して算定する方法によっております。

長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員等に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準(将来の支給見込額のうち当事業年度負担分を算出する方法)により計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社は、2023年1月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出企業年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行います。この結果、翌事業年度において、特別利益として203,002千円計上する予定であります。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、特機事業、工作機械事業における製品の製造および販売を主な事業として行っております。製品の販売は、契約条件に基づく顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が履行義務の充足時期であり、顧客への製品等の出荷時や検収時、貿易上の諸条件等に基づき収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、主に工作機械事業において従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、一部の販売については検収時に収益を認識することとしたほか、販売手数料などの顧客に支払われる対価については、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から控除した方法で処理しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の売上高は85,172千円減少、売上原価は196,781千円増加、販売費及び一般管理費は148,042千円減少、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ133,911千円減少しており、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は10,329千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,225,014千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表【会計上の見積りに関する注記】1. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

2. 有形固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 8,059,666千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表【会計上の見積りに関する注記】2. 有形固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 関係会社に対する短期金銭債権

15,802,855千円

関係会社に対する短期金銭債務

2,597,729

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,647,464千円

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

売上高

37,297,613千円

仕入高

21,405,342

有償支給高

13,076,747

営業取引以外の取引

1,164,573

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 普通株式 | 5,367,223 | 1,220,925 | 1,778,600 | 4,809,548 |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,220,925株は、取締役会決議に基づく取得によるもの1,196,100株、譲渡制限付株式の無償取得によるもの24,200株、単元未満株式の買取によるもの625株であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,778,600株は、消却によるもの1,626,200株、譲渡制限付株式報酬としての処分によるもの36,800株、ストック・オプション行使によるもの115,600株であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 1,190円25銭
2. 1株当たり当期純利益 170円74銭
 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 170円02銭
 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
 - (1) 1株当たり当期純利益

| | |
|--------------|-------------|
| 当期純利益 | 6,485,014千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 6,485,014千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 37,982,790株 |
 - (2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

| | |
|-----------|------------|
| 当期純利益調整額 | －千円 |
| 普通株式増加数 | 158,764株 |
| (うち新株予約権) | (158,764株) |
 - (3) 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

| |
|----------------------------|
| 第11回通常型新株予約権(株式の数126,000株) |
| 第12回通常型新株予約権(株式の数166,000株) |
| 第13回通常型新株予約権(株式の数161,000株) |
| 第15回通常型新株予約権(株式の数141,000株) |
3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 338,837千円 |
| 減価償却費 | 282,302 |
| 退職給付引当金 | 242,528 |
| 関係会社株式評価損 | 170,555 |
| 棚卸資産評価損 | 163,217 |
| その他 | 475,520 |
| 繰延税金資産 小計 | 1,672,961 |
| 評価性引当額 | △428,586 |
| 繰延税金資産 合計 | 1,244,375 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立金 | △13,464 |
| その他有価証券評価差額金 | △5,546 |
| その他 | △349 |
| 繰延税金負債 合計 | △19,360 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 1,225,014 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 29.9% |
| (調整) | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.6 |
| 外国税額控除 | △1.8 |
| 試験研究費等特別控除 | △1.4 |
| 外国子会社からの配当等に係る外国源泉税 | 0.9 |
| 評価性引当額の増減 | △0.2 |
| その他 | 0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 25.0 |

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として事務機器等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針に係る事項 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 住所 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関係内容 | | 取引の 内 容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--|----------------|-------------------|---------------|-------------------------------|------------|-------------|-----------------------|--------------|------|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関 係 | | | | |
| 子会社 | スターマイクロ クスアメリカ・INC | 米国 ニュージャージー | 6,000千 米ドル | 特機製品の販売 | 間接 100 | 兼任 一名 | 当社製品の 販売 | 営業取引/ 製品の販売 | 7,156,809 | 売掛金 | 2,247,600 |
| 子会社 | スターマイクロ クスヨーロッパ・ LTD | 英国 ハイウィッカム | 4,600千 英ポンド | 特機製品の販売 | 直接 100 | 兼任 一名 | 当社製品の 販売 | 営業取引/ 製品の販売 | 2,743,759 | 売掛金 | 1,171,662 |
| 子会社 | スターマーケティ ングジャパン株式 会社 | 東京都港区 | 10,000千 円 | 特機製品の販売 | 直接 100 | 兼任 1名 | 当社製品の 販売 | 営業取引/ 製品の販売 | 1,613,384 | 売掛金 | 1,016,651 |
| 子会社 | 天星精密有限公司 | 香港 | 1,000千 香港ドル | 特機製品の製造 | 直接 70 | 兼任 一名 | 当社製品の 製造 | 営業取引/ 製品の購入等 | 3,674,503 | 買掛金 | 208,235 |
| 子会社 | スター CNCマシ ンツールCorp. | 米国 ニューヨーク | 1 米ドル | 工作機械製品の 販売 | 間接 100 | 兼任 一名 | 当社製品の 販売 | 営業取引/ 製品の販売 | 10,425,451 | 売掛金 | 2,979,530 |
| 子会社 | スターマイクロ クス・AG | スイス チューリッヒ | 5,000千 スイスフラン | 工作機械製品の 販売 | 直接 100 | 兼任 一名 | 当社製品の 販売 | 営業取引/ 製品の販売 | 5,606,431 | 売掛金 | 1,648,566 |
| 子会社 | スターマイクロ クス・GmbH | 独国 ノイエンビュルク | 3,901千 ユーロ | 工作機械製品の 販売 | 直接 100 | 兼任 一名 | 当社製品の 販売 | 営業取引/ 製品の販売 | 4,356,709 | 売掛金 | 1,298,446 |
| 子会社 | 斯大精密 (大連) 有限公司 | 中国 大連市 | 67,885千 米ドル | 工作機械製品の 製造 | 直接 100 | 兼任 一名 | 当社製品の 製造 | 営業取引/ 材料の有償 支給等 | 7,071,893 | 未収入金 | 715,534 |
| | | | | | | | | 営業取引/ 製品の購入等 | 3,556,041 | 買掛金 | 749,279 |
| 子会社 | スターマイクロ クスマニファク チュアリング (タ イランド) Co.,LTD | タイ ナコンラチャシマ | 400,000千 タイバーツ | 工作機械製品の 製造 | 直接 100 | 兼任 一名 | 当社製品の 製造 | 営業取引/ 材料の有償 支給等 | 6,134,735 | 未収入金 | 3,119,466 |
| | | | | | | | | 営業取引/ 製品の購入等 | 12,558,342 | 買掛金 | 1,462,777 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件については、市場価格・総原価を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----------------|---------------|-----------------------|---------------|-------------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 佐藤 衛 | 当社 代表取締役 | (被所有) 直接0.26 | - | ストック・オプ ションの行使 | 11,987 | - | - |
| 役員 | 増田 文雄 | 当社 執行役員 | (被所有) 直接0.04 | - | ストック・オプ ションの行使 | 10,621 | - | - |

(注) 第10回および第14回通常型新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。